

(各教育事務所長経由)

3 教健第 6 8 3 号
令和 4 年 1 月 1 4 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について (依頼)

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、本県の感染状況について「レベル 2」に引き上げられ、別紙のとおり警戒強化が求められました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応の“レベル 1”を継続することとしますが、オミクロン株の感染状況等に鑑み、下記のとおり対応することを別紙写しのとおり各県立学校長に通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましても、これを参考にしてより一層の注意喚起を行うとともに、冬季においても換気等の基本的な感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22Ver.7)」P16
記

- 1 感染リスクの高い学習活動(部活動において実施する場合を含む。)については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能とすること。
- 2 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施を可能とすること。ただし、実施に当たっては 3 に留意すること。
- 3 感染拡大地域(緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域)はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来を控えること。ただし、学校行事等については(1)～(3)のとおりとする。
 - (1) 修学旅行は、その教育的意義に鑑み、都道府県をまたぐ往来を可能とする(感染拡大地域を除く)。
 - (2) 全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め、都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後 2 週間の健康観察を徹底すること。
 - (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、県内での実施とすること。

| | | | | | |
|-------|---------|----|----|----|--------------------------|
| (事務担当 | 義務教育課 | 主幹 | 佐藤 | 電話 | 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 3 2) |
| (| 高校教育課 | 主幹 | 亀田 | 電話 | 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9) |
| (| 特別支援教育課 | 主幹 | 根本 | 電話 | 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9) |
| (| 健康教育課 | 主幹 | 鈴木 | 電話 | 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7) |



3 教健第 6 8 3 号
令和 4 年 1 月 1 4 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、本県の感染状況について「レベル 2」に引き上げられ、別紙のとおり警戒強化が求められました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応の“レベル 1”を継続することとしますが、オミクロン株の感染状況等に鑑み、下記のとおり対応することとしますので、より一層の注意喚起を行うとともに、冬季においても換気等の基本的な感染症対策を徹底するようお願いします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021. 11. 22Ver. 7）」P16

記

- 1 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行った上で、実施を可能とすること。
- 2 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施を可能とすること。ただし、実施に当たっては 3 に留意すること。
- 3 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来を控えること。ただし、学校行事等については（1）～（3）のとおりとする。
 - （1） 修学旅行は、その教育的意義に鑑み、都道府県をまたぐ往来を可能とする（感染拡大地域を除く）。
 - （2） 全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め、都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後 2 週間の健康観察を徹底すること。
 - （3） 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、県内での実施とすること。

（事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9）
（ 特別支援教育課 主幹 根本 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9）
（ 健康教育課 主幹 鈴木 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7）

福島県は レベル2 警戒強化です

レベル2：警戒強化

感染拡大を食い止めるため、
感染防止対策の徹底、人流の抑制、人との接触機会の削減
を、県全体で取り組むことが重要です！

県民の皆様へ ※基本対策の徹底に加えて

- 大人数・長時間の飲食は、控えてください**
- 県をまたぐ不要不急の移動は、極力控えてください**
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は
避けてください**

レベル2：警戒強化

事業者の皆様へ ※基本対策の再掲含む

- 職場内の感染防止対策の徹底**や、
ローテーション勤務、時差出勤、在宅勤務（テレワーク）、
オンライン会議等の活用をお願いします
- 業種別ガイドラインを遵守**してください
(法第24条第9項に基づく要請)
- 生活や経済の安定確保のため、**BCP＝事業継続計画**
の再確認（未策定の場合は、早急に策定）をしてください